

スポーツ及び文化等の褒賞に関する要綱

平成 22 年 1 月 15 日制定
枚 方 市 要 綱 第 2 号

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ及び文化、芸術、学術等の分野における競技会、コンクール等（以下「競技会等」という。）において優秀な成績を収めたものに対し褒賞を行うことにより、本市におけるスポーツ及び文化、芸術、学術等の振興に資することを目的とする。

(褒賞の対象者)

第2条 この要綱による褒賞（以下「褒賞」という。）は、本市に在住し、在職し、在学し、若しくは活動基盤を有するアマチュアの個人又は本市に活動基盤を有するアマチュアの団体のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「対象者」という。）に対して行うものとする。

- (1) 国際的規模又は全国的規模の競技会等（これに準ずると市長が認める競技会等を含む。）において最優秀の成績を収めたもの
- (2) オリンピック競技大会又はパラリンピックにおいて入賞したもの
- (3) 第1号の成績に準ずる成績を収めたと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、市長は、本市に在住し、在職し、在学し、若しくは活動基盤を有するプロの個人又は本市に活動基盤を有するプロの団体が、同項各号に該当する場合は、第8条に規定する褒賞審査会の意見を聴いた上で、対象者とすることがある。

(褒賞の種類)

第3条 褒賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) 市民スポーツ賞
- (2) 市民文化賞

(褒賞の回数)

第4条 褒賞は、前条各号に掲げる褒賞の種類ごとに、1の対象者について1回を限度として行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が第2条第1項第2号に規定するものである場合及び学校のクラブである場合その他市長が特に認める場合は、当該成績を収めるごとに褒賞を行うことがある。

(褒賞の方法)

第5条 褒賞は、市長が賞状及び記念品を授与することにより行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として、褒賞金を授与することがある。

- (1) 個人 10万円
- (2) 団体 20万円

(推薦)

第6条 スポーツ振興課長、文化観光課長及び教育指導課長は、対象者又はその関係者から第2条第1項各号に規定する成績を収めた旨の申し出を受けたときは、市長に当該対象者を推薦するものとする。

(褒賞の決定)

第7条 市長は、褒賞を授与するもの、褒賞金の額その他褒賞の実施に関し必要な事項を決定するに当たっては、次条に規定する褒賞審査会の意見を聴くものとする。

(褒賞審査会)

第8条 褒賞審査会（以下「審査会」という。）は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長及び委員には、それぞれ次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長	総務管理課長
委員	秘書課長、財政課長、文化観光課長、教育指導課長、スポーツ振興課長

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 委員のうちから委員長があらかじめ指名する者は、委員長に事故があるときはその職務を代行し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

5 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

6 審査会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

7 委員は、やむを得ず審査会の会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を受けて、代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

8 審査会の会議の議事は、出席した者（委員長（第4項の規定により委員長の職務を代行する場合における委員を含む。）である者を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、次項の規定により持ち回り会議を開催する場合においては、審査会を構成する者の3分の2以上で決する。

9 委員長は、緊急の必要があり、審査会の会議を招集する暇がないと認めるときは、議事の内容を記載した書面を回付する方法により、その会議を開催することができる。

10 審査会の庶務は総務管理課が担当し、必要に応じて、スポーツ振興課又は文化観光課が応援するものとする。

(褒賞の決定の取消し)

第9条 市長は、褒賞を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該者に対する褒賞の決定を取り消すことがある。

(1) 競技会等において不正な行為があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により褒賞の決定を取り消したときは、第5条の規定により授与した賞状、記念品及び褒賞金の返還を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、平成21年4月1日以後に第2条第1項各号に規定する成績を収めたものについて適用する。